

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける方への支援

新型コロナウイルス感染症の影響でお仕事や生活費のことなどでお困りの方は以下の窓口にご相談ください。

市民の方へ

生活費のこと

詳細は西東京市社会福祉協議会 ☎ または ☎ へお問い合わせください

生活福祉資金貸付制度における緊急小口資金等の特例貸付

新型コロナウイルス感染症の影響による休業などを理由に、生活資金にお困りの方々に向けた緊急小口貸付の特例貸付について(3月25日より申請受付)

☎ 社会福祉協議会 ☎ 042-497-5071
▶ 地域共生課 ☎ 042-420-2808

納税が困難な方へ

地方税(市・都民税、固定資産税・都市計画税[※])を一時に納付することができない場合、申請による換価の猶予制度があります。

また、納税者(ご家族を含む)が罹患した場合のほか、一定のケースに該当す

る場合は、徴収の猶予制度があります。
▶ 納税課 ☎ 042-460-9832

国民健康保険料・後期高齢者医療保険料および介護保険料の納付が困難な方へ

国民健康保険料、後期高齢者医療保険料および介護保険料を納期限内に納付することができない場合、徴収の猶予制度があります。

納付が困難な方は、下記までご相談ください。

- 国民健康保険料の納付に関すること
…保険年金課国保徴収係 ☎ 042-460-9824
- 後期高齢者医療保険料の納付に関すること
…保険年金課後期高齢者医療係 ☎ 042-460-9823
- 介護保険料の納付に関すること
…高齢者支援課介護保険料係 ☎ 042-420-2814

下水道料金などのお支払い猶予について

東京都および本市では、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難な事情がある方に対して、次のとおり、お支払いの猶予をします。

☑ 申し出のあった日から最長で4カ月、お支払いを猶予します。猶予の申し出は、東京都水道局多摩お客さまセンターにお願いします。

☑ 収入が減少している場合など、一時的に水道料金・下水道料金のお支払いが困難になった方

※個人、法人どちらも対象
☎ 東京都水道局多摩お客さまセンター ☎ 0570-091-101 (ナビダイヤル)
(ナビダイヤルをご利用できない場合 ☎ 042-548-5110)
▶ 下水道課 ☎ 042-438-4058

家賃の支払いが困難な方

市内にお住まいの方で、離職などに

より住まいをなくした方またはその恐れのある方に、賃貸住宅などの家賃(管理費・共益費などを含まない)として住居確保給付金(原則3カ月)を支給(代理納付)するとともに、再就職に向けた就労支援を行っています。

※虚偽の申請など不適正受給に該当することが判明した場合を除き、給付につき返済の必要はありません

☑ 本事業は、離職者または離職と同等程度の状況の方であって就労能力および就労意欲のある方のうち、住居を喪失している方または喪失する恐れのある方を対象として、住居の確保と就職に向けた支援を行うことを目的とします。

☑ 在住の方で、要件に該当する方(生活保護受給者を除く)

※要件の詳細は市 ☎ または お問い合わせください

▶ 地域共生課 ☎ 042-420-2809

事業者の方へ

国(経済産業省)の支援

❖無利子・無担保融資

生活衛生新型コロナウイルス感染症特別貸付等に特別利子補給制度を併用することで実質的に無利子になる制度

☎ 日本公庫事業資金相談ダイヤル ☎ 0120-154-505

❖持続化給付金(中小企業・個人事業主・フリーランスへの給付金)

感染症拡大により、影響を受けている事業者に対して、事業全般に広く使える給付金を支給する制度

☎ 中小企業金融・給付金相談窓口

☎ 0570-783183

❖セーフティネット保証制度

事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻などにより経営の安定に支障を生じている中小企業者に対し、信用保証協会を通じて保証限度額の別枠化等を行う国の制度

● 制度に関するお問い合わせ…中小企業金融相談窓口

☎ 03-3501-1544

● 認定に関するお問い合わせ…産業振興課 ☎ 042-420-2819

※詳細は、☎ をご覧ください。

経済産業省
新型コロナウイルス感染症関連 検索

東京都(産業労働局)の支援

❖新型コロナウイルス感染症対応緊急融資

感染症により事業活動に影響を受け、売上5%以上減少等の要件を満たす事業者の方への融資制度

☎ 産業労働局金融部金融課 ☎ 03-5320-4877

❖感染拡大防止協力金

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、都の要請や協力依頼に応じて、施設の使用停止に全面的に協力する中小企業者に対し、協力金を支給する制度

☎ 東京都緊急事態措置等・感染拡大防止協力金相談センター

☎ 03-5388-0567

❖新型コロナウイルスに関する中小企業者等特別相談窓口

● 資金繰りに関する相談…産業労働局金融部金融課

☎ 03-5320-4877

● 経営に関する相談…公益財団法人東京都中小企業振興公社 総合支援課 ☎ 03-3251-7881

● 労働相談…東京都労働相談情報センター ☎ 0570-00-6110

※詳細は、☎ をご覧ください。

【企業の皆さん・はたらく皆さんへ】

新型コロナウイルス感染症に対応した支援策について 検索

☐保谷庁舎窓口の一部移転について(延期)

5月7日(木)に保谷庁舎から保谷保健福祉総合センター・防災センターに移転予定だった市民課・生活福祉課・高齢者支援課・障害福祉課の執務室の移転が、延期となりました。日程が決まり次第、市報や市 ☎ などで掲載します。ご理解とご協力をお願いします。

▶ 総務課 ☎ 042-438-4001

☐保谷庁舎住民票等自動交付機の稼働について

移転の延期に伴い、5月3日(祝)午前9時～6日(休)午後5時まで停止することとなっていた保谷庁舎住民票等自動交付機は、上記の期間も通常どおり稼働します。

▶ 市民課 ☎ 042-438-4020

就学援助費の申請期間を延長します

☐申請受付 ※郵送での受付不可

☎時・場 ● 5月29日(金)まで・学務課(田無第二庁舎3階)

● 5月27日(水)～29日(金)・保谷東分庁舎

※5月29日(金)までの申請については、4月1日認定とします。

▶ 学務課 ☎ 042-420-2824

電話による相談について

東京都緊急事態措置相談センター

新型コロナウイルスの感染の拡大に備える改正特別措置法に定める要請・指示等の措置に対して疑問・不安がある都民の方や事業者の方

☎ 03-5388-0567

※午前9時～午後7時(土・日・祝を含む毎日)

一般相談

新型コロナウイルス感染症に関する一般相談(感染の予防・心配な症状が出たときの対応[※])

☐東京都の電話相談窓口

「新型コロナコールセンター」

☎ 0570-550571

対応言語:日本語・英語・中国語・韓国語

午前9時～午後10時

※聴覚に障害のある方

FAX 03-5388-1396

☐厚生労働省電話相談窓口

☎ 0120-565653

(フリーダイヤル)

※午前9時～午後9時

次の症状がある方

● 風邪の症状に加え、37.5℃以上の発熱が4日以上持続

● 強いだるさや息苦しさがある
※高齢者や基礎疾患などのある方は上記の状態が2日程度続いた場合

☐新型コロナ受診相談窓口(都設置)

「帰国者・接触者電話相談センター」

①多摩小平保健所

☎ 042-450-3111

※平日午前9時～午後5時

②合同電話相談センター

☎ 03-5320-4592

※平日午後5時～翌日午前9時

(土・日・祝の終日)

新型コロナウイルス感染症に関連した人権への配慮について

❖市民の皆さんへのお願い

新型コロナウイルス感染症が国内でも拡大する中、感染者やその家族、濃厚接触者、医療従事者、海外から帰国された方、外国籍の方に対する偏見に基づき差別、いじめ、SNSなどでの誹謗中傷を行わないようお願いいたします。

また、新型コロナウイルス感染症に関する情報については、公共機関の提供する正確な情報を入手し、冷静な行動をお願いします。

❖新型コロナウイルス感染症に関連した人権相談について

法務省の人権擁護機関では、新型

コロナウイルス感染症に関係した不当な差別やいじめなどの人権問題について相談を受け付けています。

☎

● みんなの人権110番

☎ 0570-003-110 ※平日午前

8時30分～午後5時15分

● 子どもの人権110番

☎ 0120-007-110 ※平日午前

8時30分～午後5時15分

● 外国語人権相談ダイヤル

☎ 0570-090911 ※平日午前9

時～午後5時

▶ 協働コミュニティ課 ☎

☎ 042-420-2821